

総合評価落札方式の改正について（概要）

工事等の入札に係る「総合評価落札方式」を改正し、平成30年5月11日以後の告示分から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、個別の適用については、それぞれの工事の告示をご確認ください。

工 事

■ 評価対象及び配点の見直し

一部の評価項目において、以下の通り見直しを行います。

① 継続教育（CPD）の評価拡大

配置予定技術者のCPD取得単位が各団体で指定する推奨単位以上の場合のみならず、推奨単位の2分の1以上の取得の場合も評価の対象とします。

（計画審査型、実績評価Ⅰ型）

評価項目	現行の配点		変更後の配点	
継続教育（CPD）の取組状況	各団体で指定する推奨単位以上の取得有り	1.0点	各団体で指定する推奨単位以上の取得有り	1.0点
	—	—	<u>各団体で指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り</u>	<u>0.5点</u>

② 配置予定技術者の雇用年数に係る評価区分の変更

若年層技術者の配置に配慮した変更を行います。

（計画審査型、実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型）

評価項目	現行の配点		変更後の配点	
配置予定技術者の雇用年数	30年以上	1.5点	<u>20年以上</u>	1.5点
	20年以上30年未満	1.0点	<u>15年以上20年未満</u>	1.0点
	10年以上20年未満	0.5点	<u>10年以上15年未満</u>	0.5点
	10年未満	0.0点	10年未満	0.0点

③「人材育成型」の評価対象の拡大

評価項目の細分化により、評価対象を拡大します。

(人材育成型)

評価項目	現行の配点		変更後の配点	
	内容	配点	内容	配点
過去3年間の新規学卒者の雇用状況	過去3年間の雇用有り	3.0点	過去3年間の雇用有り	3.0点
↓ 新規学卒者の雇用状況	—	—	<u>過去5年間の雇用有り</u>	<u>1.0点</u>
資格保有者の育成状況	満30歳未満の一級の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	2.0点	満30歳未満の一級の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	2.0点
	満30歳未満の二級の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	1.0点	満30歳未満の二級の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	1.0点
	—	—	<u>満35歳未満の一級又は二級の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上</u>	0.5点

その他

■適用年月日

改正後の「札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱」は、平成30年5月11日以後に告示する工事等から適用します。

■参照

【札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱】

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>